

平成22年4月1日  
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条、第14条及び第15条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料)

第4条の2 就業規則第50条第1項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第2項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表における当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

(暫定再雇用職員の給料)

第4条の3 就業規則第50条の2第1項の規定により雇用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準

給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 就業規則第50条の2第3項の規定により雇用された短時間勤務の暫定再雇用職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定により決定された額に、暫定再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再雇用職員に適用される給料表における当該暫定再雇用職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

（給与の口座振替による支払）

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

（給与からの控除）

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

（給料表）

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）事務職給料表（別表第1）

（2）医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

（3）技能職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）のとおりとする。

（初任給の基準）

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

（1）次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表（1）の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表（２）の職務の級六級

エ 医療職給料表（３）の職務の級六級

（２）前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第５に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める資格を有していること。

３ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第６に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第９条又は第１０条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第７に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

４ 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

５ 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第８に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

６ 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。

７ 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

（１）国家公務員及び地方公務員

（２）他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員

（３）理事長が前２号に掲げる者に準ずると認める者

８ 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第６項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

９ 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第２項第１号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第６項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。

5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第7条に

規定する給料表を適用することが適当でない認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

#### （管理職手当）

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則（平成19年4月1日施行）の施行日前日の管理職手当の額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を

管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)

(2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家



賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の 利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が40,000円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 防疫業務手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第8条第2項及び第3項(ただし書を除く。)に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。)に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業

(2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

#### (夜間看護等手当)

第25条の2 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 7,300円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である場合 3,550円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

#### (防疫業務手当)

第25条の3 防疫業務手当は、職員が感染症（指定感染症として定める等の政令に規定する感染症で理事長が指定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

#### (給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### (時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当

が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分150(その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合)を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、20,000円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額(ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

(1) 給料

(2) 初任給調整手当

(3) 地域手当

(4) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与

期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第37条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の110」とあるのは「100分の61.25」とする。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第2号に該当して解雇された職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこ



とが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
  - 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定める割合とする。
  - 5 成績率は理事長が定めるものとする。
  - 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
  - 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」

とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

- 8 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の61.25」とする。」

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
19,800円	11,400円	8,200円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、

この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第42条 給与規程第8条第2項から第11項まで、第9条から第11条まで、第13条、第18条、第19条、第21条及び第39条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(補則)

第43条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

- 2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受

けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第16条第4項及び第35条第4項(38条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第16条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第35条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

- 6 第6項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額

との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第17条第3項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とする。

7 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する期末手当の額は、第35条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

8 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する勤勉手当の額は、第38条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、  
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額  
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の  
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給  
割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表の改正)
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合の改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.5年

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.75年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。(夜間看護等手当額の改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(扶養手当額の改正)

(経過措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

2 第38条第2項中、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、夜間看護等手当額の改正)

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」

を「100分の112.5」に改め、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、  
別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正)

(経過措置)

- 3 第38条第2項中、「100分の87.5」を「100分の97.5」に、「100分の107.5」を「100分の117.5」に改め、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、  
別表第6 初任給基準表、別表第10 給料の調整に係る適用区分表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合の改正)
- (経過措置)
- 2 第35条第2項中、「100分の122.5」を「100分の120.0」に、「100分の102.5」を「100分の100.0」に改め、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(給料月額、期末手当の支給割合の改正)
- (経過措置)
- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、令和3年12月1日から施行する。



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第38条第2項中、「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、令和4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(定年延長に伴う給料等の改正)

- 2 当分の間、職員の給料月額を、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 医療業務に従事する医師
- 二 就業規則第49条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 三 就業規則第49条の4第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 四 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員

- 4 就業規則第49条の3第2項の規定により降任をされた職員であつて、当該降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、同項及び附則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、附則第4項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料を支給される職員に対する給与規程第35条第3項及び第38条第3項の適用については、第35条第3項及び第38条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料との合計額」とする。
- 9 附則第2項に規定する職員に対する第16条の規定の適用については、同条により調整される額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(別表第6 初任給基準表)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。  
第35条第6項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の62.5」に改める。  
第38条第2項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改める。  
第38条第8項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。(夜間看護等手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。(給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、初任給調整手当及び寒冷地手当の改正)
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定及び別表第12の規定並びに改正後の第39条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378	376,051	418,550	468,805
	2	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291	378,669	420,967	471,927
	3	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104	380,985	423,485	474,948
	4	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917	383,201	425,902	477,969
	5	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629	385,115	427,816	480,990
	6	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341	387,431	429,930	484,012
	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953	389,546	432,045	487,033
	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665	391,560	434,261	490,155
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276	393,574	436,175	492,874
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988	395,891	438,289	495,996
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599	398,106	440,404	499,018
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211	400,322	442,318	502,140
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721	402,537	444,030	504,859
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433	404,854	445,843	507,175
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045	407,069	447,756	509,491
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656	409,386	449,670	511,808
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268	411,198	451,482	513,822
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080	413,112	453,295	515,232
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591	415,025	455,108	516,743
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202	416,838	456,820	518,152
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612	418,651	458,633	519,361
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224	420,464	460,143	520,771
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835	422,277	461,553	522,282
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346	424,089	463,064	523,792
	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259	425,701	464,474	524,900
	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173	427,211	465,783	526,008
	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086	428,722	467,092	527,216
	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899	430,233	468,301	528,425
	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410	431,743	469,308	529,432
	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222	433,053	470,013	530,338
	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934	434,362	470,718	531,245
	32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546	435,570	471,423	532,151
	33	231,633	268,895	298,705	336,572	362,455	391,258	436,779	472,128	532,957
	34	232,740	269,701	299,914	338,486	364,268	392,668	438,088	472,833	533,863
	35	233,848	270,507	301,022	340,198	365,980	394,078	439,397	473,437	534,568
	36	234,956	271,212	302,230	341,809	367,692	395,488	440,606	474,041	535,072
	37	236,064	271,917	303,439	343,320	369,102	396,898	441,814	474,545	535,777
	38	237,071	272,722	304,748	344,931	370,411	398,106	442,620	475,149	536,381
	39	238,078	273,528	306,057	346,543	371,619	399,315	443,426	475,754	537,187
	40	238,984	274,233	307,366	348,154	373,029	400,322	444,231	476,358	537,791
	41	239,891	274,938	308,676	349,866	374,137	401,430	444,836	476,861	538,294
	42	240,797	275,743	309,985	351,679	375,044	402,638	445,440	477,365	
	43	241,603	276,549	311,294	353,492	376,051	403,746	446,044	477,768	
	44	242,408	277,254	312,603	355,304	377,158	404,854	446,648	478,070	
	45	243,113	277,959	313,913	356,815	377,964	405,559	447,353	478,372	
	46	243,718	278,664	315,222	358,225	378,871	406,264	448,159		
	47	244,322	279,369	316,531	359,635	379,777	406,969	448,562		
	48	244,926	280,074	317,639	361,045	380,583	407,674	449,267		
	49	245,530	280,779	318,545	362,556	381,388	408,278	449,770		
	50	246,135	281,484	319,854	363,361	382,194	408,882	450,173		
	51	246,739	282,189	321,164	364,368	383,000	409,386	450,576		
	52	247,243	282,894	322,473	365,375	383,705	409,788	450,979		
	53	247,746	283,498	323,681	366,282	384,410	410,191	451,382		
	54	248,149	284,203	324,991	367,390	385,115	410,393	451,785		
	55	248,451	284,807	326,199	368,296	385,820	410,695	452,187		

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	248,753	285,512	327,408	369,303	386,524	410,997	452,490		
	57	249,055	286,117	328,717	370,209	387,028	411,299	452,792		
	58	249,357	286,822	329,825	370,914	387,632	411,601	453,195		
	59	249,660	287,426	330,933	371,619	388,237	411,903	453,497		
	60	249,962	288,131	332,040	372,224	388,942	412,206	453,799		
	61	250,264	288,735	332,745	372,627	389,344	412,407	454,101		
	62	250,566	289,440	333,652	373,231	389,949	412,709			
	63	250,868	290,044	334,357	373,936	390,553	413,011			
	64	251,170	290,548	335,162	374,641	391,056	413,313			
	65	251,472	291,051	335,968	374,943	391,459	413,515			
	66	251,775	291,656	336,371	375,648	392,064	413,817			
	67	252,077	292,159	336,975	376,353	392,668	414,119			
	68	252,379	292,763	337,680	376,957	393,171	414,421			
	69	252,681	293,267	338,486	377,259	393,574	414,623			
	70	252,983	293,771	339,191	377,763	394,078	414,925			
	71	253,285	294,375	339,896	378,367	394,581	415,227			
	72	253,587	294,979	340,500	378,971	395,186	415,428			
	73	253,889	295,483	341,004	379,273	395,488	415,630			
	74	254,192	295,986	341,608	379,878	395,891	415,932			
	75	254,494	296,389	342,111	380,583	396,293	416,234			
	76	254,796	296,691	342,716	381,187	396,696	416,435			
	77	255,098	296,893	343,018	381,590	396,998	416,637			
	78	255,400	297,195	343,521	382,093	397,300	416,939			
	79	255,702	297,396	343,924	382,698	397,603	417,241			
	80	256,004	297,698	344,327	383,201	397,804	417,442			
	81	256,306	297,900	344,730	383,705	398,005	417,644			
	82	256,609	298,101	345,233	384,309	398,308	417,946			
	83	256,911	298,403	345,737	384,812	398,610	418,248			
	84	257,213	298,605	346,240	385,115	398,811	418,450			
	85	257,515	298,907	346,543	385,517	399,013	418,651			
	86	257,817	299,209	346,945	386,021	399,315				
	87	258,119	299,511	347,348	386,424	399,617				
	88	258,421	299,813	347,751	386,827	399,818				
	89	258,723	300,115	348,053	387,229	400,020				
	90	259,026	300,417	348,456	387,733	400,322				
	91	259,328	300,720	348,859	388,136	400,624				
	92	259,630	301,122	349,262	388,539	400,825				
	93	259,932	301,324	349,463	388,841	401,027				
	94		301,525	349,866						
	95		301,827	350,269						
	96		302,230	350,672						
	97		302,432	350,873						
	98		302,734	351,276						
	99		303,137	351,679						
	100		303,539	351,981						
	101		303,741	352,283						
	102		304,043	352,686						
	103		304,345	353,089						
	104		304,647	353,492						
	105		304,849	353,995						
	106		305,151	354,398						
	107		305,453	354,801						
	108		305,755	355,204						
	109		305,956	355,707						

別表第1 事務職給料表

職員の区分	事務職										
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	110		306,359	356,110							
	111		306,762	356,412							
	112		307,064	356,714							
	113		307,266	357,218							
	114		307,467								
	115		307,769								
	116		308,172								
	117		308,374								
	118		308,575								
	119		308,877								
	120		309,179								
	121		309,582								
	122		309,783								
	123		310,086								
	124		310,388								
	125		310,690								
	定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 193,363	基準給料月額 221,058	基準給料月額 261,846	基準給料月額 281,685	基準給料月額 296,993	基準給料月額 322,876	基準給料月額 365,275	基準給料月額 399,013	基準給料月額 451,180

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務 職員以外の 職員	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外 の職員	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
定年前再雇用 短時間勤務職員		基準給料月額 301,700	基準給料月額 344,400	基準給料月額 399,500	基準給料月額 473,300



別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654	343,521	382,194
	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165	345,233	384,510
	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676	346,945	386,827
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186	348,557	389,143
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697	350,168	391,459
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107	351,880	394,078
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517	353,492	396,696
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927	355,103	399,315
	9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236	356,714	401,430
	10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646	358,426	403,645
	11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056	360,138	405,861
	12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466	361,750	408,076
	13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876	363,260	410,091
	14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487	364,973	412,105
	15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998	366,584	414,119
	16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508	368,195	416,133
	17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019	369,807	417,946
	18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630	371,418	419,859
	19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141	373,029	421,773
	20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652	374,641	423,586
	21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162	376,252	425,399
	22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774	378,266	427,010
	23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284	380,280	428,621
	24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795	382,295	430,132
	25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306	383,705	431,643
	26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917	385,417	432,952
	27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528	387,129	434,261
	28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039	388,841	435,570
	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348	390,553	436,879
	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859	392,064	438,088
	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370	393,574	439,297
	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880	395,085	440,404
	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391	396,394	441,613
	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902	397,703	442,721
	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412	399,013	443,929
	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822	400,120	445,138
	37	240,495	266,277	291,958	316,833	359,232	401,228	446,246
	38	241,301	267,082	293,066	317,941	360,843	402,336	447,051
	39	242,106	267,888	294,073	319,149	362,354	403,444	447,454
	40	242,912	268,694	295,080	320,358	363,865	404,552	448,159
	41	243,516	269,499	296,087	321,567	365,073	405,357	448,663
	42	244,121	270,305	297,094	322,876	366,181	406,163	449,065
	43	244,725	271,111	298,101	324,185	367,390	406,969	449,468
	44	245,228	271,917	299,108	325,394	368,497	407,774	449,871
	45	245,732	272,621	300,115	326,300	369,504	408,177	450,274
	46	246,336	273,427	301,324	327,508	370,310	408,781	450,677
	47	246,840	274,233	302,432	328,717	371,317	409,285	451,080
	48	247,243	275,039	303,539	329,925	372,425	409,688	451,382
	49	247,645	275,743	304,647	331,033	373,432	410,091	451,684
	50	248,149	276,549	305,755	332,040	374,439	410,292	452,087
	51	248,652	277,254	306,863	333,047	375,446	410,594	452,389
	52	249,156	277,959	307,971	333,954	376,353	410,896	452,691
	53	249,458	278,664	309,078	334,860	377,158	411,198	452,993
	54	249,760	279,369	310,186	335,867	377,964	411,501	
	55	250,062	280,074	311,294	336,874	378,871	411,803	

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	250,365	280,779	312,402	337,781	379,676	412,105	
	57	250,667	281,484	313,409	338,284	380,180	412,306	
	58	250,969	282,189	314,416	339,191	380,985	412,608	
	59	251,271	282,894	315,423	339,896	381,791	412,911	
	60	251,573	283,498	316,430	340,802	382,597	413,213	
	61	251,875	284,102	317,437	341,507	383,000	413,414	
	62	252,177	284,807	318,445	341,809	383,705	413,716	
	63	252,479	285,512	319,452	342,313	384,410	414,018	
	64	252,782	286,117	320,358	342,917	385,014	414,320	
	65	253,084	286,721	321,264	343,521	385,417	414,522	
	66	253,386	287,426	322,070	344,226	385,920		
	67	253,688	288,131	322,775	344,931	386,524		
	68	253,990	288,735	323,480	345,536	387,129		
	69	254,292	289,339	324,084	346,240	387,532		
	70	254,594	290,044	324,789	346,744	388,035		
	71	254,897	290,749	325,394	347,348	388,539		
	72	255,098	291,354	325,998	347,953	389,042		
	73	255,299	291,958	326,602	348,255	389,646		
	74	255,601	292,461	326,803	348,859	390,150		
	75	255,904	292,864	327,307	349,362	390,754		
	76	256,105	293,267	327,811	349,866	391,359		
	77	256,306	293,670	328,415	350,370	391,862		
	78	256,609	293,972	328,918	350,873	392,366		
	79	256,911	294,274	329,422	351,377	392,869		
	80	257,112	294,576	329,825	351,780	393,373		
	81	257,314	294,878	330,429	352,082	393,675		
	82	257,616	295,181	330,933	352,384	394,178		
	83	257,918	295,483	331,335	352,585	394,581		
	84	258,119	295,785	331,839	352,887	394,984		
	85	258,321	295,986	332,343	353,391	395,387		
	86		296,188	332,745	353,693			
	87		296,389	332,947	353,995			
	88		296,590	333,249	354,297			
	89		296,993	333,652	354,700			
	90		297,195	334,055	355,002			
	91		297,396	334,357	355,304			
	92		297,598	334,659	355,607			
	93		298,000	334,961	356,009			
	94		298,202	335,162	356,311			
	95		298,403	335,565	356,614			
	96		298,705	335,867	356,916			
	97		299,007	336,069	357,218			
	98		299,209	336,371	357,621			
	99		299,410	336,673	358,024			
	100		299,712	336,975	358,426			
	101		300,015	337,177	358,930			
	102		300,216	337,479	359,333			
	103		300,417	337,781	359,736			
	104		300,720	337,982	360,138			
	105		301,022	338,184	360,642			
	106			338,385				
	107			338,788				
	108			338,989				
	109			339,191				

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110			339,594				
	111			339,996				
	112			340,399				
	113			340,601				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 194,370	基準給料月額 221,159	基準給料月額 249,861	基準給料月額 263,558	基準給料月額 289,339	基準給料月額 330,731	基準給料月額 373,634

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	209,174	242,308	279,570	295,080	312,503
	2	211,088	244,523	280,678	295,684	313,711
	3	212,900	246,739	281,786	296,288	314,920
	4	214,613	248,955	282,793	296,792	316,027
	5	216,325	251,170	283,800	297,295	317,135
	6	218,238	252,177	284,304	297,900	318,243
	7	220,051	253,084	284,807	298,504	319,351
	8	221,763	253,990	285,311	299,007	320,459
	9	223,475	254,897	285,814	299,511	321,567
	10	225,489	256,105	286,318	300,115	322,574
	11	227,403	257,213	286,822	300,720	323,581
	12	229,316	258,119	287,325	301,223	324,588
	13	231,230	258,925	287,829	301,727	325,595
	14	233,244	259,630	288,332	302,331	326,603
	15	235,258	260,335	288,836	302,935	328,012
	16	237,272	261,241	289,339	303,439	329,220
	17	239,286	262,349	289,843	303,942	330,328
	18	241,301	263,457	290,346	304,647	331,537
	19	243,416	264,565	290,850	305,352	332,645
	20	245,430	265,672	291,354	306,057	333,752
	21	247,343	266,780	291,857	306,762	334,860
	22	248,552	267,888	292,361	307,669	336,069
	23	249,760	268,996	292,864	308,575	337,177
	24	250,868	270,104	293,368	309,481	338,284
	25	251,976	271,111	293,871	310,287	339,392
	26	252,882	272,219	294,375	311,193	340,601
	27	253,789	273,326	294,878	312,100	341,709
	28	254,695	274,334	295,382	313,006	342,816
	29	255,501	275,341	295,885	313,812	343,924
	30	256,306	276,046	296,490	314,718	345,133
	31	257,011	276,751	297,295	315,625	346,240
	32	257,716	277,456	298,101	316,531	347,348
	33	258,522	278,161	298,806	317,337	348,456
	34	259,328	278,765	299,612	318,445	349,765
	35	260,133	279,268	300,417	319,552	351,075
	36	260,838	279,772	301,223	320,660	352,384
	37	261,543	280,275	301,928	321,768	353,592
	38	262,450	280,880	302,734	322,876	355,103
	39	263,356	281,383	303,539	323,984	356,614
	40	264,162	281,887	304,244	325,091	358,124
	41	264,968	282,290	305,050	326,199	359,333
	42	265,874	282,793	305,856	327,408	360,843
	43	266,680	283,297	306,661	328,516	362,253
	44	267,485	283,800	307,467	329,623	363,663
	45	268,291	284,304	308,172	330,731	365,073
	46	268,996	284,807	309,179	331,537	366,080
	47	269,701	285,311	310,186	332,645	367,490
	48	270,305	285,814	311,093	333,652	368,800
	49	270,909	286,318	311,999	334,659	370,109
	50	271,413	286,822	313,006	335,666	371,519
	51	271,917	287,325	314,013	336,673	372,828
	52	272,319	287,829	314,920	337,680	374,137
	53	272,722	288,332	315,826	338,689	375,648
	54	273,226	288,836	316,833	340,198	376,856
	55	273,729	289,339	317,840	341,406	377,964

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	274,132	289,843	318,847	342,615	379,173
	57	274,535	290,346	319,653	343,521	380,280
	58	274,938	291,152	320,660	344,730	381,187
	59	275,341	291,958	321,667	345,838	382,194
	60	275,743	292,663	322,574	347,147	383,100
	61	276,146	293,368	323,480	348,154	383,705
	62	276,549	294,274	324,487	349,060	384,510
	63	276,952	295,181	325,494	350,168	385,316
	64	277,355	295,986	326,401	351,377	386,122
	65	277,758	296,792	327,307	352,485	386,827
	66	278,161	297,698	328,516	353,693	387,532
	67	278,563	298,504	329,724	354,902	388,237
	68	278,966	299,310	330,933	355,909	388,841
	69	279,369	300,115	331,638	356,916	389,445
	70	279,873	301,022	332,745	357,923	390,049
	71	280,376	301,928	333,853	359,031	390,754
	72	280,779	302,834	334,760	360,138	391,359
	73	281,182	303,741	335,867	360,944	392,064
	74	281,786	304,647	336,572	362,052	392,567
	75	282,390	305,554	337,680	363,160	393,171
	76	282,894	306,460	338,788	364,167	393,675
	77	283,397	307,266	339,896	364,872	394,078
	78	284,002	308,273	341,104	365,678	394,682
	79	284,606	309,280	342,212	366,483	395,186
	80	285,110	310,186	343,320	367,188	395,488
	81	285,613	310,690	344,428	367,792	395,790
	82	286,117	311,596	345,536	368,296	396,293
	83	286,620	312,503	346,543	368,800	396,696
	84	287,124	313,308	347,650	369,303	396,998
	85	287,627	314,114	348,557	369,907	397,300
	86	288,131	315,121	349,564	370,411	397,804
	87	288,634	316,128	350,470	370,914	398,308
	88	289,138	317,135	351,477	371,418	398,710
	89	289,641	318,042	352,384	371,821	399,013
	90	290,145	319,149	353,189	372,224	399,415
	91	290,649	320,157	353,995	372,828	399,919
	92	291,152	321,164	354,801	373,331	400,322
	93	291,656	321,969	355,405	373,634	400,725
	94	292,260	322,674	356,009	374,137	
	95	292,864	323,379	356,614	374,540	
	96	293,468	323,984	357,218	374,842	
	97	294,073	324,487	357,621	375,446	
	98	294,576	324,789	358,024	375,950	
	99	295,080	325,394	358,527	376,453	
	100	295,583	325,998	358,930	376,957	
	101	296,087	326,401	359,433	377,561	
	102	296,590	327,005	359,836	378,065	
	103	297,094	327,609	360,340	378,568	
	104	297,497	328,113	360,743	378,971	
	105	297,900	328,516	361,045	379,575	
	106	298,403	329,019	361,548	380,079	
	107	298,907	329,523	361,951	380,583	
	108	299,209	330,026	362,253	381,086	
	109	299,410	330,429	362,656	381,690	

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110	299,712	330,832	363,160	382,093	
	111	299,914	331,134	363,663	382,597	
	112	300,216	331,436	364,167	383,100	
	113	300,518	331,738	364,670	383,705	
	114	300,720	332,141	365,174		
	115	301,022	332,443	365,678		
	116	301,223	332,745	366,080		
	117	301,525	332,947	366,483		
	118	301,827	333,249	366,886		
	119	302,130	333,551	367,390		
	120	302,432	333,752	367,893		
	121	302,734	333,954	368,296		
	122	303,137	334,256	368,800		
	123	303,439	334,558	369,303		
	124	303,741	334,860	369,807		
	125	303,942	335,062	370,109		
	126	304,144	335,364			
	127	304,446	335,767			
	128	304,849	335,968			
	129	305,050	336,169			
	130	305,352	336,371			
	131	305,755	336,774			
	132	306,158	336,975			
	133	306,359	337,277			
	134	306,661	337,680			
	135	306,964	338,083			
	136	307,266	338,486			
	137	307,467	338,788			
	138	307,769	339,191			
	139	308,071	339,594			
	140	308,374	339,996			
	141	308,575	340,299			
	142	308,978	340,701			
	143	309,381	341,004			
	144	309,683	341,406			
	145	309,884	341,709			
	146	310,086	342,111			
	147	310,388	342,514			
	148	310,791	342,917			
	149	310,992	343,219			
	150	311,193	343,622			
	151	311,496	344,025			
	152	311,798	344,428			
	153	312,201	344,730			
	154	312,402				
	155	312,603				
	156	312,905				
	157	313,208				
	158	313,510				
	159	313,812				
	160	314,114				
	161	314,517				
	162	314,819				
	163	315,121				
	164	315,423				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	165	315,826				
	166	316,128				
	167	316,430				
	168	316,732				
	169	317,135				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 241,401	基準給料月額 262,047	基準給料月額 269,399	基準給料月額 279,873	基準給料月額 296,389

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	167,682	229,316	246,336	278,765	300,417
	2	168,890	230,122	247,142	279,772	302,230
	3	169,998	230,928	247,948	280,779	303,842
	4	171,106	231,733	248,652	281,685	305,453
	5	172,415	232,438	249,357	282,390	306,661
	6	173,624	233,244	250,465	283,095	307,669
	7	174,832	234,050	251,472	283,800	308,575
	8	176,041	234,855	252,479	284,505	309,381
	9	177,048	235,661	253,487	285,110	310,287
	10	178,256	236,366	254,695	285,714	311,697
	11	179,565	237,071	255,803	286,318	313,006
	12	180,774	237,776	256,810	286,922	314,215
	13	181,882	238,481	257,918	287,527	315,222
	14	183,090	239,085	258,925	288,131	316,430
	15	184,400	239,689	259,831	288,735	317,639
	16	185,709	240,294	260,335	289,239	318,747
	17	187,018	240,898	260,939	289,742	319,854
	18	188,730	241,502	261,342	290,246	320,962
	19	190,442	242,106	261,745	290,749	322,070
	20	192,154	242,610	262,248	291,152	323,178
	21	193,866	243,113	262,752	291,555	324,185
	22	195,578	243,617	263,255	291,958	325,293
	23	197,190	244,121	263,759	292,361	326,401
	24	198,801	244,624	264,363	292,763	327,508
	25	200,412	245,128	265,169	293,166	328,516
	26	201,923	245,631	265,773	293,569	329,623
	27	203,434	246,034	266,377	293,972	330,731
	28	204,944	246,538	267,183	294,375	331,738
	29	206,455	247,142	267,989	294,778	332,745
	30	207,966	247,645	268,694	295,181	333,752
	31	209,476	248,149	269,298	295,583	334,760
	32	210,987	248,552	270,104	295,986	335,767
	33	212,498	248,955	270,909	296,389	336,774
	34	213,908	249,458	271,614	296,793	337,680
	35	215,317	249,962	272,319	297,196	338,788
	36	216,727	250,365	273,024	297,600	339,795
	37	218,137	250,767	273,729	298,003	340,802
	38	219,245	251,271	274,434	298,407	341,809
	39	220,353	251,775	275,139	298,810	342,816
	40	221,461	252,177	275,844	299,214	343,823
	41	222,468	252,580	276,549	300,017	344,629
	42	223,374	253,084	277,254	301,122	345,536
	43	224,281	253,587	277,858	301,727	346,442
	44	225,187	253,990	278,463	302,332	347,348
	45	226,093	254,393	278,966	303,036	348,255
	46	226,899	254,796	279,470	303,640	349,262
	47	227,705	255,199	279,973	304,244	350,269
	48	228,510	255,601	280,477	304,848	351,175
	49	229,316	256,004	280,980	305,252	352,082
	50	230,021	256,407	281,484	305,856	352,988
	51	230,726	256,810	281,988	306,460	353,894
	52	231,431	257,213	282,390	307,064	354,700
	53	232,136	257,616	282,793	307,669	355,506
	54	232,740	258,019	283,297	308,274	356,311
	55	233,345	258,421	283,700	309,078	357,117
	56	233,949	258,824	284,203	309,683	357,822



別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務 職員以外の 職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57	234,654	259,126	284,606	310,388	358,527
	58	235,157	259,529	285,110	311,093	359,333
	59	235,661	259,932	285,613	311,798	360,138
	60	236,164	260,234	286,117	312,402	360,743
	61	236,668	260,536	286,620	313,006	361,448
	62	237,071	260,939	287,224	313,711	362,052
	63	237,474	261,342	287,829	314,416	362,757
	64	237,877	261,644	288,433	315,020	363,462
	65	238,279	261,946	289,037	315,524	364,066
	66	238,581	262,248	289,641	316,027	364,570
	67	238,884	262,550	290,246	316,632	365,073
	68	239,186	262,752	290,850	317,236	365,577
	69	239,488	262,953	291,354	317,840	365,980
	70	239,790	263,255	291,857	318,243	
	71	240,092	263,558	292,361	318,747	
	72	240,394	263,759	292,864	319,250	
	73	240,596	263,960	293,368	319,552	
	74	240,898	264,263	293,871	320,056	
	75	241,200	264,565	294,274	320,559	
	76	241,401	264,766	294,677	320,962	
	77	241,603	264,968	295,080	321,164	
	78	241,905	265,270	295,483	321,466	
	79	242,207	265,572	295,885	321,667	
	80	242,408	265,773	296,288	321,969	
	81	242,610	265,975	296,691	322,272	
	82	242,912	266,277	297,094	322,574	
	83	243,214	266,579	297,497	322,876	
	84	243,416	266,780	298,000	323,077	
	85	243,617	266,982	298,303	323,279	
	86	243,919	267,183	298,806	323,581	
	87	244,221	267,485	299,310	323,883	
	88	244,423	267,787	299,813	324,084	
	89	244,624	267,989	300,115	324,286	
	90	244,926	268,190	300,619	324,588	
	91	245,228	268,492	301,122	324,890	
	92	245,430	268,694	301,425	325,192	
	93	245,631	268,996	301,827	325,394	
	94	245,933	269,298	302,331	325,696	
	95	246,235	269,600	302,834	325,998	
	96	246,437	269,802	303,338	326,199	
	97	246,638	270,003	303,640	326,401	
	98	246,940	270,305	304,043	326,703	
	99	247,142	270,507	304,547	327,005	
	100	247,444	270,809	305,050	327,206	
	101	247,645	271,010	305,453	327,408	
	102	247,847	271,212	305,856		
	103	248,149	271,514	306,158		
	104	248,451	271,816	306,460		
	105	248,652	272,017	306,762		
	106	248,955	272,219	307,165		
	107	249,257	272,521	307,467		
	108	249,458	272,722	307,870		
	109	249,660	273,024	308,172		
	110	249,962	273,326	308,575		
	111	250,264	273,629	308,978		

別表第3 技能職給料表

職員の区分	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		112	250,465	273,830	309,280	
	113	250,667	274,031	309,481		
	114	250,969	274,334	309,783		
	115	251,271	274,535	310,086		
	116	251,472	274,736	310,287		
	117	251,674	275,039	310,488		
	118	251,976	275,341	310,791		
	119	252,278	275,643	311,093		
	120	252,479	275,844	311,294		
	121	252,681	276,046	311,496		
	122		276,247	311,798		
	123		276,549	312,100		
	124		276,851	312,301		
	125		277,053	312,503		
	126		277,254	312,805		
	127		277,556	313,107		
	128		277,858	313,308		
	129		278,060	313,510		
	130		278,261	313,812		
	131		278,563	314,114		
	132		278,865	314,315		
	133		279,067	314,517		
	134		279,268			
	135		279,570			
	136		279,873			
	137		280,074			
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		199,305	210,483	229,115	250,365	281,786

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務
6 級	1 困難な業務を行う主幹 2 本部課長の職務 3 本部次長の職務 4 事務部長

(2) 医療職給料表 (1) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師又は歯科医師の職務
2 級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3 級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4 級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表 (2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士の職務 7 臨床工学技士の職務

2 級	1 薬剤師の職務 2 公認心理師の職務 3 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務 4 困難な業務を行う公認心理師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 科長補佐の職務 3 主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、 1 副主幹の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務 4 総看護部長、副総看護部長の職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 公認心理師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
栄養士 衛生検査技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、公認心理師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

#### (4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師 養成所卒		7	7	8	
		0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以

後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

(3) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
公 認 心 理 師	修 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給

(4) 医療職給料表(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

備考



- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表  
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	

別表第9 昇格時号給対応表  
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						

別表第9 昇格時号給対応表  
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32



(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

## (4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33

## (4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	68	
98	77	74	85	68	
99	78	75	86	69	
100	78	76	86	69	
101	79	77	87	69	
102	79	78	87	69	
103	80	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	82	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	83	83	93	72	
112	83	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	84	84	94		
115	84	84	94		
116	84	84	94		
117	85	85	95		

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
118	85	85	95		
119	85	85	95		
120	85	86	96		
121	86	86	96		
122	86	86	96		
123	86	87	97		
124	86	87	97		
125	87	87	97		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	91			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	92			
142	92	92			
143	92	93			
144	92	93			
145	93	93			
146	93	93			
147	93	94			
148	93	94			
149	94	94			
150	94	94			
151	94	95			
152	94	95			
153	95	95			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	



(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

## 別表第10

## 給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	
	10	公認心理師	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第1-1 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
センター	センター長	二種
	副センター長	三種
	科長（診療部）	四種
	看護部長	五種
	看護部次長 上席主幹	六種
	看護師長	七種
経営統括本部	次長	三種
	課長	四種

別表第1-1の2 管理職手当の支給額

## 1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	70,800円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

## 2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円

2 級	四種	76,400円
-----	----	---------

### 3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	三級	78,800円
6 級	四種	66,500円
5 級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4 級	五種	41,800円

### 4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	69,300円
5 級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	310,000
1年以上2年未満	310,000
2年以上3年未満	310,000
3年以上4年未満	310,000
4年以上5年未満	310,000
5年以上6年未満	310,000
6年以上7年未満	310,000
7年以上8年未満	310,000
8年以上9年未満	310,000
9年以上10年未満	310,000
10年以上11年未満	310,000
11年以上12年未満	310,000
12年以上13年未満	310,000
13年以上14年未満	310,000
14年以上15年未満	310,000
15年以上16年未満	310,000
16年以上17年未満	306,700
17年以上18年未満	303,400
18年以上19年未満	300,100
19年以上20年未満	296,800
20年以上21年未満	293,500
21年以上22年未満	281,500
22年以上23年未満	268,000
23年以上24年未満	254,500
24年以上25年未満	241,000
25年以上26年未満	227,500
26年以上27年未満	210,500
27年以上28年未満	193,500
28年以上29年未満	176,500
29年以上30年未満	159,500
30年以上31年未満	142,000

31年以上32年未満	124,500
32年以上33年未満	107,000
33年以上34年未満	87,000
34年以上35年未満	67,000
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	



## 別表第13

## 自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,300	

40キロメートル以上42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,600	
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上82キロメートル未満	46,300	

82キロメートル以上84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第16 定年前再雇用短時間勤務職員等の職務の級

雇用形態	給料表	職務の級（標準）
定年前再雇用短時間勤務職員	事務職給料表	3級
暫定再雇用職員	医療職給料表（2）	3級
暫定再雇用短時間勤務職員	医療職給料表（3）	3級

備考 原則として、退職時の職務の級より2級以上下位の級とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。